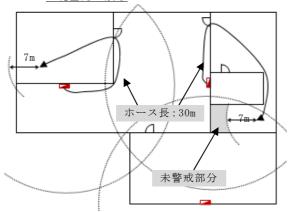
● 1 設置消火栓

- (1) 新規の防火対象物又はその部分には、易操作性 1号消火栓又は用途に応じて広範囲型2号消火 栓・2号消火栓の設置を指導するものであること。 ◇(1)平成25年10月1日改訂
- (2) 同一防火対象物での1号消火栓、易操作性1号消火栓、広範囲型2号消火栓又は2号消火栓の混在は認められないこと。ただし、改修等により、順次1号消火栓から易操作性1号消火栓等に改造する場合は、その限りではない。その場合でも、できる限り同一階又は同一区画内での混在は避け、操作性を統一させること。

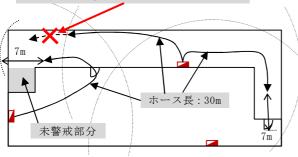
◇(2)平成25年10月1日改訂(3)施行令第11条第3項第1号口の「有効に放水できる長さ」とは、それぞれのホース接続口の包含円の範囲内において、実ホース長さに放水距離(1号(易操作性含)及び広範囲型2号は7m、2号は10mとする。)を加えて消火できる長さをいう。★

(例) 易操作性 1 号消火栓

ホース長:30m、放水距離:7m よって有効放水長は最長で37mとなる ※ただし、それぞれのホース接続口の包含円 の範囲内に限る



包含円の範囲外はホースが届く場合でも「有効に放水」ができる部分に該当しない



◇(3)平成25年10月1日追加 ◇(3)平成28年4月1日一部改訂 ◇(3)平成31年4月1日一部改訂

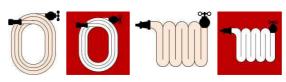
● 2 消火栓箱

(1) 構造等

ア 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準(平成 25年3月27日告示第2号)第3第1号の構 造とは、厚さ1.6mm以上の鋼製又は強化ガラ スと同等の強度を有するものとすること。

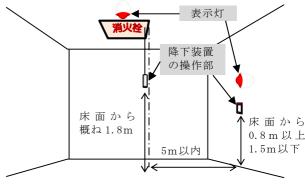
◇ア平成24年1月1日改訂◇ア平成28年4月1日一部改訂

イ 外面の仕上げには、難燃材料以上の防火性能 を有するものを全面に貼ることができるが、下 図の例を参考に絵表示を設置すること。



◇イ平成 26 年 1 月 1 日改訂

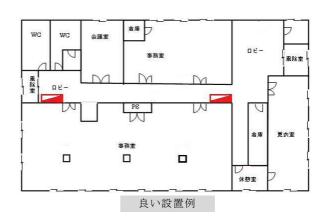
- ウ 扉の大きさ及び箱の奥行きは、弁の操作、ホースの延長及びホースの収納に支障のないものとすること。
- エ 扉の開閉方向は、ホースの主たる延長方向に 支障のない向きに開放できるものとすること。
- オ 消火栓箱は、周囲の環境に対して認識しやすいものとすること。
- カ 天井設置型消火栓は、床スラブ等の構造材に 強固に固定すること。 ★
- キ 天井設置型消火栓の降下装置は、次によること。
- (ア) 天井設置型消火栓が設置されている場所を容易に見通せる概ね水平距離5m以内の壁又は天井から吊り下げて設けること。 ☆ なお、降下装置は、降下する消火栓と操作する人が干渉しない位置とすること。 ☆
- (1) 降下装置の高さは、壁面に設ける場合は床面から 0.8m以上 1.5m以下、天井から吊り下げる場合は床面から概ね 1.8mの高さとすること。 ★
- (ウ) 降下装置の操作部を壁等に設ける場合は、 規則第12条第1項第3号の規定による赤 色の灯火をその上部に設けること。
- (I) 降下装置の操作部又はその直近には、降下 装置の操作部である旨を表示すること。 ★



◇ 丰平成 25 年 10 月 1 日追加

(2) 設置場所等

ア 原則として廊下、ロビー等の共用部分の見や すい箇所及び避難ロ又は階段に近い場所で、ホ ースの延長に際し支障のない位置に設置する こと。





悪い設置例

◇ア図平成 26 年 1 月 1 日追加 イ 室に設けるスペースがない又は廊下がほと んどなく踊り場に設けなければならない階の 場合で、上階又は下階の消火栓で有効に警戒で きる場合は、令第 32 条の規定を適用して当該 階に設置しないことができる。 ★

◇イ平成 28 年 4 月 1 日一部改訂

(3) 表示等

ア 消火栓の赤色灯火は、消火栓箱の上部(天井設置型を除く。)に設けること。

◇ア平成 25 年 10 月 1 日改訂

イ 消火栓箱の前面に設ける規則第10条第1 項第3号イの表示は、識別しやすい色で、かつ、 1字につき50平方㎝以上の大きさで「消火栓」 (2号消火栓にあっては、「消火栓」又は「2 号消火栓」)と表示すること。 ★

◇イ平成28年4月1日一部改訂

- ウホースを格納する扉の表面の引き手側上部には、易操作シール(1人操作可能なものに限る。)を貼付し、裏面には、操作方法を明記したものを表示すること。
- エ 連結送水管の放水口を併設するものにあっては、前記(1)、(2)によるほか消火栓箱の前面には、赤地に白文字で「放水口」と表示する10 cm×30 cm以上の大きさの標識を設けること。
- オ 自動減圧仕様の易操作性1号消火栓には、社 団法人日本消防放水器具工業会の自動減圧仕 様を表す認識ラベルを品質評価(認定評価)マ ーク付近に貼付すること。

◇才平成 24 年 1 月 1 日追加 ◇才平成 25 年 4 月 1 日改訂

●3 パッケージ型消火設備

(1) 表示灯の電源は、施行令第11条第3項の規定による非常電源又は他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されない専用配線からとること。ただし、法第17条の2の5第2項第4号に規定する特定防火対象物で、延面積が1,000㎡以上のものにあっては、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備とすること。(この運用指針以前に設置してあるものを除く。)

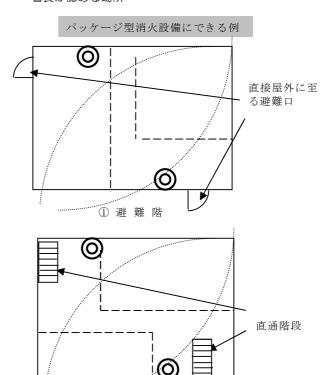
◇(1)平成 25 年 1 月 1 日改訂 ◇(1)平成 28 年 4 月 1 日改訂

- (2) 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備とする場合は、表示灯を20分以上点灯できるものとすること。 ◇(2)平成25年1月1日改訂
- (3) 表示灯の配線は、耐火配線又は耐熱配線とすること。
- (4) パッケージ型消火設備は、日本消防設備安全センター等による認定品とすること。

◇(4)平成 24 年 1 月 1 日一部改訂

(5) 平成 16 年消防庁告示(以下「パッケージ告示」 という。) 第3 各号の「煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所とは、次のいずれかに 該当する場所であること。

- ア 令第28条の規定による排煙設備が設置されている場所
- イ ◇排煙◆通知「排煙設備の設置指導について」 別紙の第3に規定する場所
- ウ 建基法施行令第126条の3の規定による 排煙設備が設置されている場所
- エ 平成12年建設省告示第1436号第1か ら第3までのいずれかに該当する場所
- オ ◇特殊消火設備●1に該当する場所
- カ 下図のように各パッケージ型消火設備の包含範囲内に直接屋外に至る主要な避難口(建基法で規定する避難階以外の階にあっては、避難階へ至る直通階段)が1以上ある場所(但し、事前の打合せが必要)
- キ 既存の防火対象物で、かつ、防火対象物内部の状況(「煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所として認められる十分な空間が確保されている等)から判断し、消防長、消防署長が認める場所



②:パッケージ型消火設備

避難口、階段等に近接(概ね3m以内)する位置で、廊下やロビー等の共有部分に設けること。

◆●3 平成 16 年 7 月 1 日追加 ◆(5)平成 17 年 3 月 31 日追加 ◆(5) 中成 31 年 4 月 1 日追加

(6) パッケージ告示第4第2号の「防護する部分の 面積」とは、パッケージ型消火設備1台が防護で きる面積であること。

②避難階以外の階

◇(6)平成25年1月1日追加

◎ 参考資料

【平成 12 年建設省告示第 1436 号】(抄)

「火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件」

建築基準法施行令(以下「令」という。)第126条の2第1項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。

- 一次に掲げる基準に適合する排煙設備を設けた建築物の部分
 - イ 令第 126 条の 3 第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 7 号から第 10 号まで及び第 12 号に定める基準
 - ロ 当該排煙設備は、一の防煙区画部分(令第 126条の3第1項第3号に規定する防煙区画 部分をいう。以下同じ。)にのみ設置される ものであること。
 - ハ 排煙口は、常時開放状態を保持する構造の ものであること。
 - ニ 排煙機を用いた排煙設備にあっては、手動始動装置を設け、当該装置のうち手で操作する部分は、壁に設ける場合においては床面から80cm以上1.5m以下の高さの位置に、天井からつり下げて設ける場合においては床面からおおむね1.8mの高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用する方法を表示すること。
- 二 令第112条第1項第1号に掲げる建築物の部分(令第126条の2第1項第2号及び第四号に該当するものを除く。)で、次に掲げる基準に適合するもの
 - イ 令第 126 条の 3 第 1 項第 2 号から第 8 号ま で及び第 10 号から第 12 号までに掲げる基準
 - ロ 防煙壁(令第126条の2第1項に規定する 防煙壁をいう。以下同じ。)によって区画さ れていること。
 - ハ 天井 (天井のない場合においては、屋根。 以下同じ。) の高さが 3m以上であること。
 - ニ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ を準不燃材料でしてあること。
- ホ 排煙機を設けた排煙設備にあっては、当該 排煙機は、1分間に 500 ㎡以上で、かつ、防 煙区画部分の床面積 (2 以上の防煙区画部分 に係る場合にあっては、それらの床面積の合 計) 1 ㎡につき 1 ㎡以上の空気を排出する能 力を有するものであること。
- 三 次に掲げる基準に適合する排煙設備を設けた建築物の部分(天井の高さが3m以上のものに限る。)
 - イ 令第126条の3第1項各号(第3号中排煙 口の壁における位置に関する規定を除く。) に掲げる基準
 - ロ 排煙口が、床面からの高さが、2.1m以上で、かつ、天井(天井のない場合においては、屋根)の高さの1/2以上の壁の部分に設けられていること。
 - ハ 排煙口が、当該排煙口に係る防煙区画部分 に設けられた防煙壁の下端より上方に設け られていること。
 - ニ 排煙口が、排煙上、有効な構造のものであること。

【建築基準法施行令第 112 条第 1 項】

主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する 建築物で、延べ面積(スプリンクラー設備、水噴 霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するも ので自動式のものを設けた部分の床面積の1/2に 相当する床面積を除く。以下この条において同 じ。) が 1,500 ㎡を超えるものは、床面積 (スプ リンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備そ の他これらに類するもので自動式のものを設け た部分の床面積の 1/2 に相当する床面積を除く。 以下この条において同じ。)の合計 1,500 ㎡以内 ごとに第115条の2の2第1項第1号に掲げる基 準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特 定防火設備(第109条に規定する防火設備であっ て、これに通常の火災による火熱が加えられた場 合に、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火 炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた 構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定 を受けたものをいう。以下同じ。) で区画しなけ ればならない。ただし、次の各号のいずれかに該 当する建築物の部分でその用途上やむを得ない 場合においては、この限りでない。[大臣が定め た: 平成 12 年建設省告示第 1369 号]

- 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は 集会場の客席、体育館、工場その他これらに類 する用途に供する建築物の部分
- 二 階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。)で第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの

【建築基準法施行令第126条の2】

法別表第 1(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる 用途に供する特殊建築物で延べ面積が 500 m²を超 えるもの、階数が3以上で延べ面積が500㎡を超 える建築物(建築物の高さが31m以下の部分にあ る居室で、床面積 100 m以内ごとに、間仕切壁、 天井面から 50 cm以上下方に突出した垂れ壁その 他これらと同等以上に煙の流動を妨げる効力の あるもので不燃材料で造り、又は覆われたもの (以下「防煙壁」という。) によって区画された ものを除く。)、第116条の2第1項第2号に該当 する窓その他の開口部を有しない居室又は延べ 面積が1,000㎡を超える建築物の居室で、その床 面積が 200 ㎡を超えるもの (建築物の高さが 31 m以下の部分にある居室で、床面積 100 m以内ご とに防煙壁で区画されたものを除く。)には、排 煙設備を設けなければならない。ただし、次の各 号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部 分については、この限りでない。

- 一 法別表第 1(い)欄(2)項に掲げる用途に供する特殊建築物のうち、準耐火構造の床若しくは壁又は法第 2 条第 9 号の 2 口に規定する防火設備で区画された部分で、その床面積が 100 ㎡(共同住宅の住戸にあっては、200 ㎡)以内のもの
- 二 学校、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場(以下「学校等」という。)
- 三 階段の部分、昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。) その他これらに類する建築物の部分
- 四 機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫 その他これらに類する用途に供する建築物で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造のもの
- 五 火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、天井の高さ、壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類等を考慮して国土交通大臣が定めるもの[大臣が定める:平成12年建設省告示第1436号]
- 2 建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは

◇ 屋内消火栓設備

壁又は法第2条第9号の2口に規定する防火設備でその構造が第112条第14項第1号イ及び第2号口に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので区画されている場合においては、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。[大臣が定めた:昭和48年建設省告示第2564号]

【建築基準法施行令第126条の3第1項】

前条第1項の排煙設備は、次に定める構造としなければならない。

- 建築物をその床面積 500 m以内ごとに、防煙 壁で区画すること。[防煙壁:建築基準法施行 令 126 条の 2、1 項]
- 二 排煙設備の排煙口、風道その他煙に接する部分は、不燃材料で造ること。
- 三 排煙口は、第1号の規定により区画された部分(以下「防煙区画部分」という。)のそれぞれについて、当該防煙区画部分の各部分から排煙口の一に至る水平距離が30m以下となるように、天井又は壁の上部(天井から80cm(たけの最も短い防煙壁のたけが80cmに満たないときは、その値)以内の距離にある部分をいう。)に設け、直接外気に接する場合を除き、排煙風道に直結すること。
- 四 排煙口には、手動開放装置を設けること。
- 五 前号の手動開放装置のうち手で操作する部分は、壁に設ける場合においては床面から 80 cm以上 1.5m以下の高さの位置に、天井からつり下げて設ける場合においては床面からおおむね 1.8mの高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を表示すること。
- 六 排煙口には、第4号の手動開放装置若しくは 煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操 作方式による開放装置により開放された場合 を除き閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙 に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれの ない構造の戸その他これに類するものを設け ること。
- 七 排煙風道は、第 115 条第 1 項第 3 号に定める 構造とし、かつ、防煙壁を貫通する場合におい ては、当該風道と防煙壁とのすき間をモルタル その他の不燃材料で埋めること。
- 八 排煙口が防煙区画部分の床面積の 1/50 以上 の開口面積を有し、かつ、直接外気に接する場 合を除き、排煙機を設けること。
- 九 前号の排煙機は、一の排煙口の開放に伴い自動的に作動し、かつ、1分間に、120 m 以上で、かつ、防煙区画部分の床面積1 m につき1 m (2以上の防煙区画部分に係る排煙機にあっては、当該防煙区画部分のうち床面積の最大のものの床面積1 m につき2 m)以上の空気を排出する能力を有するものとすること。
- 十 電源を必要とする排煙設備には、予備電源を 設けること。
- 十一 法第 34 条第 2 項に規定する建築物又は各構えの床面積の合計が 1000 ㎡をこえる地下街における排煙設備の制御及び作動状態の監視は、中央管理室において行なうことができるものとすること。
- 十二 前各号に定めるもののほか、火災時に生ずる煙を有効に排出することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとすること。[大臣が定めた:昭和45年建設省告示第1829号]

◆ 通知

〇 屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備 の代替設備の取扱いについて

平成 10 年 1 月 8 日新消指第 1654 号 消防局長通知 ◇平成 16 年 6 月 1 日廃止

○ 消防法施行令の一部改正に係る対象物の取り扱い及び改正消防法施行令・施行規則等の概要について ☆

平成25年5月9日新消查第17号 · 新消設第57号 消防局長通知

このことについて、平成25年3月27日付け消防予第120号、消防危第46号による消防法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第88号。以下「改正令」という。)の公布により消防法施行令(以下「施行令」という。)の一部が改正され、屋内消火栓設備等のホースを用いる消火設備において、ホース長を「有効にと水できる長さ」とする規定(以下「ホース長規定」という。)が追加されたこと及び施行令別表第1(6)項が見直されたことに係る取り扱いを下記のとおりとしたので通知します。また、改正令による施行令、消防法施行規則及び屋内消火栓設備等の技術上の基準等の改正概要を作成したので、業務の参考とするよう併せて通知します。

記

1 ホース長規定

- (1) 「有効に放水できる長さ」とは、壁等の間仕切りを考慮して実ホース長に放水・放射距離(概ね5m)を加えて有効に消火できるホース長をいう。(別添資料1(略))
- (2) スプリンクラー設備の補助散水栓についても同様の取り扱いであること。
- (3) 既存の対象物で、ホース長規定に適合しないものについては、次によること。
 - ア 用途を問わず増築、改築、用途変更、模様替 え時にその部分をホース長規定に適合させるこ と
 - イ ホース長規定の施行後に間仕切りや開口部の 変更により、改正規定に適合しなくなったもの は、対象消火設備の増設等によりホース長規定 に適合させる必要があること。
- 2 施行令別表第1(6)項の見直し(略)
- 3 改正施行令・施行規則等の概要(略)
- 4 改正屋内消火栓設備比較表(略)
- 5 (6)項口・(6)項ハ判定概要表(略)
- 6 改正令(抄)及び運用通知(略)

■ Q&A

(屋内消火栓の設置規制について)

◇平成28年4月1日削除

(屋内消火栓設備の F. R. P製水槽を屋内に設置する場合の可否について) ★

- Q 「屋内消火栓設備等に設ける呼水装置に F. R. P 製水槽使用の可否について」(昭和50年12月18日消防安第188号)の回答によれば「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所で加圧送水装置と同一の室内にあれば F. R. P 製の呼水槽を設置してもさしつかえない。」旨があり、これにより解釈すれば F. R. P 製の水槽についても、同一の室内で地上式のものを認めて支障ないと解してよろしいか。(例えば耐火構造で区画された消防ポンプ専用室等において。)
- A 火災又は地震等により加圧送水装置の機能が損

なう前に、F. R. P 製の水槽が振動又は熱により 損傷しないと思われる箇所であれば加圧送水装置 と同一の室内で地上式 F. R. P 製の水槽のもので も認めて差し支えない。(昭和 57 年 4 月 2 日県消 防防災課回答)

□ 申し合わせ

(新潟市教育委員会学校教育部施設課設備第2 係 平成18年12月28日再確認)

学校の体育館等(地区体育館やスポーツセンターを含む体育施設をいう。)のアリーナ部に限り、下記のとおり消火栓箱の一部を変更(発信機等の部分を埋め込みタイプとし、その前面を φ 9 丸棒(SUS304)でガードしたもの。)し設置することができる。

(平成9年ころ、広島市内の体育施設を参考に教育委員会施設課から設置に向けた協議依頼があり、両者協議のうえ承諾されたもので市内に数例設置されている。)

